

放送大学教職支援講座実施委員会規程

令和4年10月19日

放送大学規程第1号

(設置)

第1条 教授会に、放送大学教授会規程（平成22年放送大学規程第2号）第8条の規定に基づき、放送大学教職支援講座実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教職の魅力を高めること、教職に就いている者の能力及び資質を向上することその他学校教育を効果的に実施することに資する初等中等教育に関する最新の知見及び技能に関する公開講座（以下「教職支援講座」という。）の企画・立案に関すること。
- 二 教職支援講座の運営に関すること。
- 三 教職支援講座に係る科目・教材の作成に関すること。
- 四 その他教職支援講座に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長が指名する副学長 1名
- 二 学長が指名する教授又は准教授 若干名
- 三 事務局長
- 四 総合戦略企画室長
- 五 その他委員長が指名する者 若干名

(任期)

第4条 前条第2号及び第5号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は第3条第1号の委員をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第9条 委員会に特定の事項を調査、審議させるため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、関係各部課室の協力を得て、総合戦略企画室において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年10月19日から施行する。